

九戸村農林業振興対策（薪ストーブ設置）事業実施要領

制定 令和7年4月1日

（趣旨）

第1 木質バイオマスエネルギーの地産地消を図るため、住宅等への薪ストーブ等の設置に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

これを実施するにあたっては、九戸村補助金交付規則（昭和35年規則第2号）及び当該年度毎に制定する九戸村農林業振興対策事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、この要領により実施する。

（定義）

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 薪ストーブ等 薪又は木質ペレットを燃料とするストーブ及びボイラー、その他村長が適当と認める木質バイオマスエネルギーを熱源とする設備をいう。
- (2) 事業経費 薪ストーブ等の本体及び排煙設備の設置又は更新に係る経費をいう。
- (3) 住宅等 住宅及び事業所、その他村長が適当と認めた建築物で、村の区域内に所在するものをいう。

（補助金の対象）

第3 補助の対象は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 村内に住所を有する者が所有する住宅等に設置する薪ストーブ等であること
- (2) 税金及びその他債務の滞納がない者
- (3) 建築基準法及び二戸地区広域行政事務組合火災予防条例を遵守する設備であること
- (4) 年度内に完了する事業であること
- (5) 村内で産出される薪の利用に努めること

（補助金の額）

第4 薪ストーブ等の設置及び更新に係る経費の2分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）以内の額とする。ただし、その額が20万円を超えるときは、20万円を限度とする。

（交付の申請）

第5 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、九戸村農林業振興対策（薪ストーブ設置）事業交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

- (1) 事業（変更・中止・廃止）計画（実績）書（様式第2号）
- (2) 収支（変更）予算（精算）書（様式第3号）

(3) その他村長が必要と認める書類

(事業の変更等)

第6 申請者は、次に掲げる変更をしようとするときは、村長に対し、九戸村補助金交付規則第6条の規定による書類を提出し、承認を受けるものとする。

(1) 事業の中止又は廃止

(2) 事業に要する経費の30パーセントを超える増減

(3) 事業の内容の変更

(帳簿等の整備保管等)

第7 申請者は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとする。ただし、その保管期間は、事業の完了後5年間とする。

2 村長は、この事業の実施及び実績について必要に応じ、申請者に対し調査し又は報告を求めることができるものとする。

(その他)

第8 この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。